

かたくい通信

福井から原発を止める
裁判の会 会報

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■この通信は、仮処分申請の主体である以下の「大飯・高浜仮処分福井支援の会」を支援するために「裁判の会」が発行するものです。仮処分は債権者9名、弁護士11名の体制で取り組まれています。

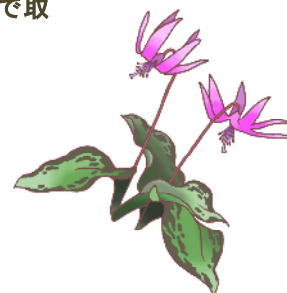
■「大飯・高浜仮処分福井支援の会」 代表：今大地晴美、副代表：水戸喜世子
事務局：〒910-0315 福井県坂井市丸岡町小黒 29-1-1 松田正 (090-2037-9322)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先（可能ならば1口2000円以上でお願いします）

口座名：大飯・高浜仮処分福井支援の会 口座記号：00750-1 番号：101200

♣以下の「裁判の会」のホームページにも仮処分関連の情報をアップしています。

▲ホームページ：<http://adieunpp.com>



1月28日 第1回審尋開催

樋口裁判長 基準地震動（Ss）の引き上げに伴う耐震工事を問う

審尋後の報告会 福井弁護士会館で



さる1月28日、大飯・高浜原発のそれぞれ3、4号機の再稼働差し止めを求めた仮処分申立ての第1回審尋（しんじん）（いわゆる口頭弁論）が福井地方裁判所で午後3時より行われました。

仮処分の審尋は非公開で行われることとなっており、この日は9人の債権者のうち6人、代理人弁護士9人が審尋に参加しました。債務者の関西電力側は弁護士8人+数名が出席。

関電側は答弁書で地震や津波など災害への対策と事故発生時に備えた措置も講じているし「周辺住民の人格権侵害の

危険性は存在しない」主張。これに対して樋口英明裁判長は、免震重要棟の工事がどこまで進んでいるのかなどを説明する書面を、次回審尋の期日までに提出するよう求めました。また、関電が基準地震動を上げたことに関して、「12人乗りエレベーターを16人乗りに変えるとき、抜本的な工事なしで安全が確保できるのか」、免震重要棟については、「福島事故では免震重要棟があったので、あの程度で済んだが、大飯・高浜ではどのようになっているのか」などと質問したそうです。さらに、次回審尋は3月11日と指定されました。次頁よりやや詳細な報告です。

次回審尋期日は3月11日(水)!!!午後3時

◆期日報告書◆

(編注：当日の裁判所でのやりとりをまとめたものです。)

福井地方裁判所 平成26年(ヨ)第31号
大飯原発3,4号機,高浜原発3,4号機運転差止
仮処分命令申立事件

債権者 松田正 ほか8名

債務者 関西電力株式会社

期日報告書

債権者ら代理人弁護士 河合弘之 ほか

1 平成27年1月28日午後3時30分 第1回
審尋期日

2 出席者

(1) 裁判官：樋口英明裁判長,原島麻由裁判官,三宅由子裁判官

(2) 債権者：債権者6名,債権者ら代理人9名

(3) 債務者：債務者代理人8名,債務者社員数名

3 提出書面

(1) 債権者：仮処分申立書,第1～5準備書面,進行に関する意見書(1)(2),甲1～213号証

(2) 債務者：答弁書,準備書面(1)～(4),進行に関する意見書,乙1～72号証

4 裁判長から双方に対する求釈明(2月27日期限,遅くとも3月4日まで)

(1) 基準地震動を370ガルから550ガル(高浜原発の例,大飯原発も同様)に引き上げたときの耐震構造工事の内容について

(2) 基準地震動を550ガルから700ガル(高浜原発の例,大飯原発も同様)に引き上げる際の耐震構造工事の内容及び予定並びに耐震構造工事の進捗状況について

(3) 基準地震動を550ガルから700ガル(高浜原発の例,大飯原発も同様)に引き上げた場合,クリフエッジが動くのかどうかについて

(4) 原子炉の計測装置の耐震クラスはどの程度かについて

(5) 免震重要棟の機能と設置時期について

5 今後の進行について

(1) 第2回審尋期日として平成27年3月11日午後3時が指定された。

(2) 仮押え日として平成27年5月20日午後3時が押えられたが,裁判長から実際に期日が開催されるか否かはわからない旨説明があった。

(3) 債権者らは,次回3月11日で審尋を終えることを求めた。

以上

(鹿島弁護士作成)

◆報告会及び記者会見◆

審尋終了後,裁判所の近くの福井弁護士会館で報告会及び記者会見。最初に河合弁護士,次に債権者代表の今大地さんが審尋の様子を報告した。

河合弁護士：裁判所ではまず提出されている準備書面・書証の確認。その後に樋口裁判長は求釈明を行いました。

まず,裁判長は「今回の関電側の主張は金沢で行われている控訴審での主張・立証と同様なのか」という質問を行いました。関電は2月2日までにすべての主張・証拠を提出すると言っているわけです。これに対して関電は基本的には同じと回答。これは関電の考えていることの見極めを付けるための質問であると思われます。

次に「基準地震動について,最初は370ガルだったのが,550,さらに700と引上げられているが,それに見合った工事をしたのか,する予定なのか」と質問。「2倍近くも上げたのだから,根本的な工事をしたのではないかと思うのだが,そこはどうか」と聞いたら,関電側からの回答は「いや特に根本的な工事はしていません。裕度を上げるための工事はしましたが・・・」。そこで裁判長は矛先を債権

者側に向けて、「このことについてどう思われますか」と質問。そこで井戸弁護士が「それは安全裕度を食いつぶしているだけでしょう」と回答。基準地震動を上げておいて、根本的な工事をしていないというのはこちら側にとって有利な事実ではないかと思われます。

次に「基準地震動の引き上げによってクリフエッジは変わったのですか」と質問。ストレステストにおけるクリフエッジというのは、それを超えたら全体的な破綻が起こる可能性のある地震動を言うわけですが、「クリフエッジは変わるんですか、変わらないんですか。3つの考え方がありますよね。550から700になっても変わらない、単純に150を足す、従前と同様に1.77という係数をかける・・・どうなんですか」と関電側に問うと同時に「債権者はどう思われますか」とこちら側にも質問したわけです。こちら側は「多分変わらないと思いますよ」と答えておきました。

もうひとつ、「イベントツリーがうまく働いているかどうかを見るには、温度や圧力などの計測器がきちんと機能しているかどうかの問題ですよ。そこで計測器自体の耐震クラスはどうなんですか。債権者側の主張では、使用済み燃料プールの計測器はCクラスでだめではないかと言っているのだが、原子炉についている計測器の耐震クラスはCクラスなんですか、Bクラスですか、Sクラスですか」と質問。これについてはこちら側の準備書面では触れておらず、「関電側は当然承知しているでしょうから答えてください」ということになった。

最後に、「免震重要棟については双方ともあまり言及がないが、そもそもどういうものなのか。新基準ではどのような扱いを受け、今どうなっているのですかをはっきりしてください。それから免震重要棟と中央制御室との関係（中央制御室が原子炉近くにあり200メートルくらい離れて免震重要棟がある）で、免震重要棟があったから福島では何とか切り抜けられた。その現状を説明していただきたい」という求釈明があった。

次回期日については、3月11日3時というふうに指定されました。それからこれは正式な期日指定ではないけれど5月20日も一応あけておいてくれということでした。

書面の提出については、2月27日まで、どうしても間に合わなければ3月4日までに期限厳守ということになります。

今大地晴美さん（債権者代表）: 審尋というのは初めてでした。基準地震動を上げたのに対策しないのかとの質問に樋口裁判長らしいと思う。次回が3月11日ということで、何か感慨深い。結論を楽しみにしています。福井県の若狭地方からの申立人は私だけ。敦賀市でも説明会の開催を発表したが、ヨウ素剤の配布ということは「安全ではない」ということ。各地で30km圏での避難訓練があるが、何かあれば逃げるしかないんです。そのこと自体が危険の証。電力会社は再稼働に向けての準備を進めようとしているが、実際のところ、耐震ができていかなんて分かりません。福島のようなことがあったら大丈夫かなんて答えられないでしょう。3.11に決定が下されるかどうかは分かりませんが、この日に審尋を迎えることで関心は高まると思っています。

◆以下、記者との一問一答◆

Q: 審尋を早く終わるよう求めたということだが、関電側はどうか。

A: 慎重に審理してほしいといった程度の回答。審理が長引くことを恐れている。(裁判所は)5月20日3時は、やるかどうかは分からないが、一応ということをはッキリ言っていた。3月11日で決審の可能性はあると思われる。

Q: 担保に関する話は出たか

A: 出ていない。書面ではそのようなことはしないようにとお願いしてある。

Q: 原告団からみて、関電側の答弁書についての印象はどうか。

A: 大雑把な反論しかないという印象。こちらの主張に対し、具体的には「科学の限界」、「既往最大」「基準地震動の超過」、「Ssの平均像」の4つがなされた。反論として薄い、あるいは不十分にしかなされていない。

◆各債権者からの一言◆

・松本なみほさん

阪神淡路大震災を体験した者として、地震と原発事故が同時に起これば対応は無理だと思う。初めて審尋に参加したが、一つ一つに重い時間でした。希望の時間にしたい。

・西村敦子さん

京都府は高浜原発の被害予測では南部までが圏内に入る。京都府と同意権のない安全協定を結ぶ方向である。舞鶴市はPAZ圏なのに同意権がないのは困る。

・高橋秀典さん

兵庫県では訴訟はないが、兵庫県でも法律で問うことをやりたいと考え参加。福井市までは遠いが、高浜一兵庫は高浜一福井の距離と変わらない。兵庫県は事故があると2時間で放射能の雲が届く。兵庫県知事は関西広域連合の長であり、兵庫県も無関係ではられない。

・水戸喜世子さん

福井判決は私たちの宝物。原発ゼロの第一歩。突破口が仮処分。何がなんでも勝ちたい

・松田正さん

この仮処分のスタートは大津地裁の仮差止め却下だった。関電は今年3月には稼働したかったのではないか。再稼働が難しくなったことにより、経営が難しくなっているはず。関電は追い詰められている状態では。

◆仮処分についての説明◆

鹿島弁護士: 2014年5月21日、福井地裁の判決が出たが、本訴はそれが確定するまでは効力を発揮しません。仮処分で勝つと直ちに運転差止めができる

ことになります。ただし、仮処分は仮の処分なので、裁判のチカラだけでなく、市民のチカラとして世論を動かさないとダメです。申立人は9名なので、裁判の会からも協力もらえたらと思います。

◆参加者からの一言◆

・浅田正文さん

申立人の誘いはあったが、財産はないし、いいかなと思ったが、勇気がなかった。申立人の勇気をたたえたい。全国のさまざまな訴訟でつながりがあればと思う。こういうところに来ると元気がもらえる。ありがとう。

・中嶋哲演さん

これからどう連携していいか、相談していかねばと思う。報告で第2回審尋が3月11日というのは意味深。5月20日をとっておけというのも意味深。各地で闘っていますが、司法だけでなく立法・行政の各レベルで世論が巻き起こって欲しい。原発反対県民会議では5月18日をメドに大集会をやれないか議論をしている。

*この後、5月18日ではなく5月20日にしたらどうか、という外野からの意見あり。

◆その他の仮処分の状況◆

・井戸弁護士

滋賀県大津地裁の差し止め仮処分の弁護団長です。昨年の秋、大津地裁では負けましたが、「問題だらけだから緊急に止める必要がない」という理由でした。ところが状況が変わって、にわかには再稼働への状況が整い始めた。この時期に始めれば負けないだろうと、第二次仮処分を大津地裁に起こすことにしました。(編注:高浜3、4号機の再稼働の差し止め仮処分は1月30日に再申請)

・内山弁護士

川内原発の仮処分に関わっています。1月末日に審理が終わりました。決定日は未定。早ければ2月半ばです。川内仮処分ですと、大飯・高浜仮処分に影響が出るでしょう。損害賠償の議論が出ていま

すが、それほど仮処分の効力は大きいということでは放っておいてよかったのです。しかし仮処分は出たとたん止まる。政府にノーを突きつけることになるのです。



新聞スクラップ

◆ユーチューブで視聴できます◆

* 当日の報告会の様子は以下のユーチューブで視聴できます。<http://youtu.be/l1Nnjy4mooM>

* 「大飯高浜差し止め仮処分訴訟の歴史的意義」について当日の晩飯後(?)に債権者の松本なみほさんが今大地さんと内山弁護士の対談を急遽撮影しました。以下のユーチューブで視聴できます。

https://www.youtube.com/watch?v=2_NxVyluFuc&feature=youtu.be

高浜、大飯原発差し止め申請

2015 1/29 福井地裁 審尋始まる

再稼働に向け、原子力規制委員会による適合性審査が進む関西電力高浜3、4号機(高浜町)、大飯原発3、4号機(おおい町)の運転差し止めを本県の住民らが求めた仮処分申し立てで、裁判所が当事者の意見を聴く第1回審尋が28日、福井地裁であった。関西電力側は「再稼働禁止申請は答弁書で「地震や津波などの安全対策を十分に行っている。放射性物質が異常に出るような事故が起きるとは考えられない」と主張。万が一、事故が起きても放射性物質の流出は確実に防止

再稼働に向け、原子力規制委員会による適合性審査が進む関西電力高浜3、4号機(高浜町)、大飯原発3、4号機(おおい町)の運転差し止めを本県の住民らが求めた仮処分申し立てで、裁判所が当事者の意見を聴く第1回審尋が28日、福井地裁であった。関西電力側は「再稼働禁止申請は答弁書で「地震や津波などの安全対策を十分に行っている。放射性物質が異常に出るような事故が起きるとは考えられない」と主張。万が一、事故が起きても放射性物質の流出は確実に防止

「住民側は申立書で、「事故を招く具体的危険性が万が一でもあるならば、差し止めが認められるのは当然」として大飯3、4号機の運転差し止めを命じた

昨年5月の福井地裁判決を引用し、両原発が再稼働すれば2500㎡圏内の住民の人格権が侵害されると主張している。樋口英明裁判長は、基準地震動(耐震設計の目安となる地震の揺れ)の引き上げに対する対策工事などについて双方に意見を求め、次回審尋までに書面を提出するよう求めたという。

高浜、大飯原発をめぐる樋口英明裁判長は、基準地震動(耐震設計の目安となる地震の揺れ)の引き上げに対する対策工事などについて双方に意見を求め、次回審尋までに書面を提出するよう求めたという。

住民側は「生存にかかわる人格権」が発電コストより優先するとして同地裁判決に基づき、「再稼働が迫っており、差し止めなければ人格権が侵害される危険が顕在化する」と主張し、結審を急ぐよう求めた。関西電力側は「十分な期間をかけて慎重かつ充実した審理を」と求めた。

おおい町)の再稼働禁止を地元住民らが求めた仮処分申請の第1回審尋が28日、福井地裁であった。昨年5月の同地裁判決で大飯3、4号機の運転差し止めを命じた樋口英明裁判長が審理を指揮。関西電力側は「再稼働が迫っており、差し止めなければ人格権が侵害される危険が顕在化する」と主張し、結審を急ぐよう求めた。関西電力側は「十分な期間をかけて慎重かつ充実した審理を」と求めた。

おおい町)の再稼働禁止を地元住民らが求めた仮処分申請の第1回審尋が28日、福井地裁であった。昨年5月の同地裁判決で大飯3、4号機の運転差し止めを命じた樋口英明裁判長が審理を指揮。関西電力側は「再稼働が迫っており、差し止めなければ人格権が侵害される危険が顕在化する」と主張し、結審を急ぐよう求めた。関西電力側は「十分な期間をかけて慎重かつ充実した審理を」と求めた。

再稼働禁止申請
関電却下求める

再稼働禁止申請
関電却下求める

再稼働禁止申請
関電却下求める

第3種郵便物認可

申立人ら「審理早く」

第1回審尋

高浜・大飯原発 再稼働禁止の仮処分申請

関西電力高浜原発3、4号機と大飯原発3、4号機の再稼働禁止を求める仮処分申請の第1回審尋が28日、福井地裁であった。関電側は慎重な審理を要求。申立人の地元住民らや弁護士は福井市内で記者会見し、「再稼働が迫っている」として迅速な審理を強く求めた。

関電は慎重審理要求

審尋は非公開。住民らによると、この日、樋口英明裁判長はまず、双方の準備書面などを確認。その上で、安全対策のもとになる基礎地震動の引き上げに伴う耐震工事の内容や免震重要棟の設置時期などについ

て、関電側と住民側に意見を求め、それぞれの回答を求めたという。

住民側は「結審がいつか」と審理を急ぐよう求めたが、裁判所は「なんとも言えない」として、次の審尋期日を3月11日に指定したという。弁護士共同代表の海渡雄一弁護士(59)は「再稼働の時期ははっきりしないが、それまでには決定を出してほしいと要望した」と話した。

申し立てに加わった敦賀市議の今大地晴美さん(64)は「原発立地自治体では今でもヨウ素剤の事前配布や避難訓練もしている。これは原発が安全でないことを物語っている。この申請は私たちだけでなく、日本のみなさんにも関心が高い問題だ」と語った。

次回が3月11日に決まったことについて、弁護士共同代表の河合弘之弁護士(70)は「樋口裁判長の『3・11を忘れるな』というメッセージではないかと思う」と話した。

(小川詩織)



福井地方裁判所へと向かう、大飯、高浜両原発3、4号機運転差し止めの仮処分の申立人たちと弁護士(福井市春山1丁目)